

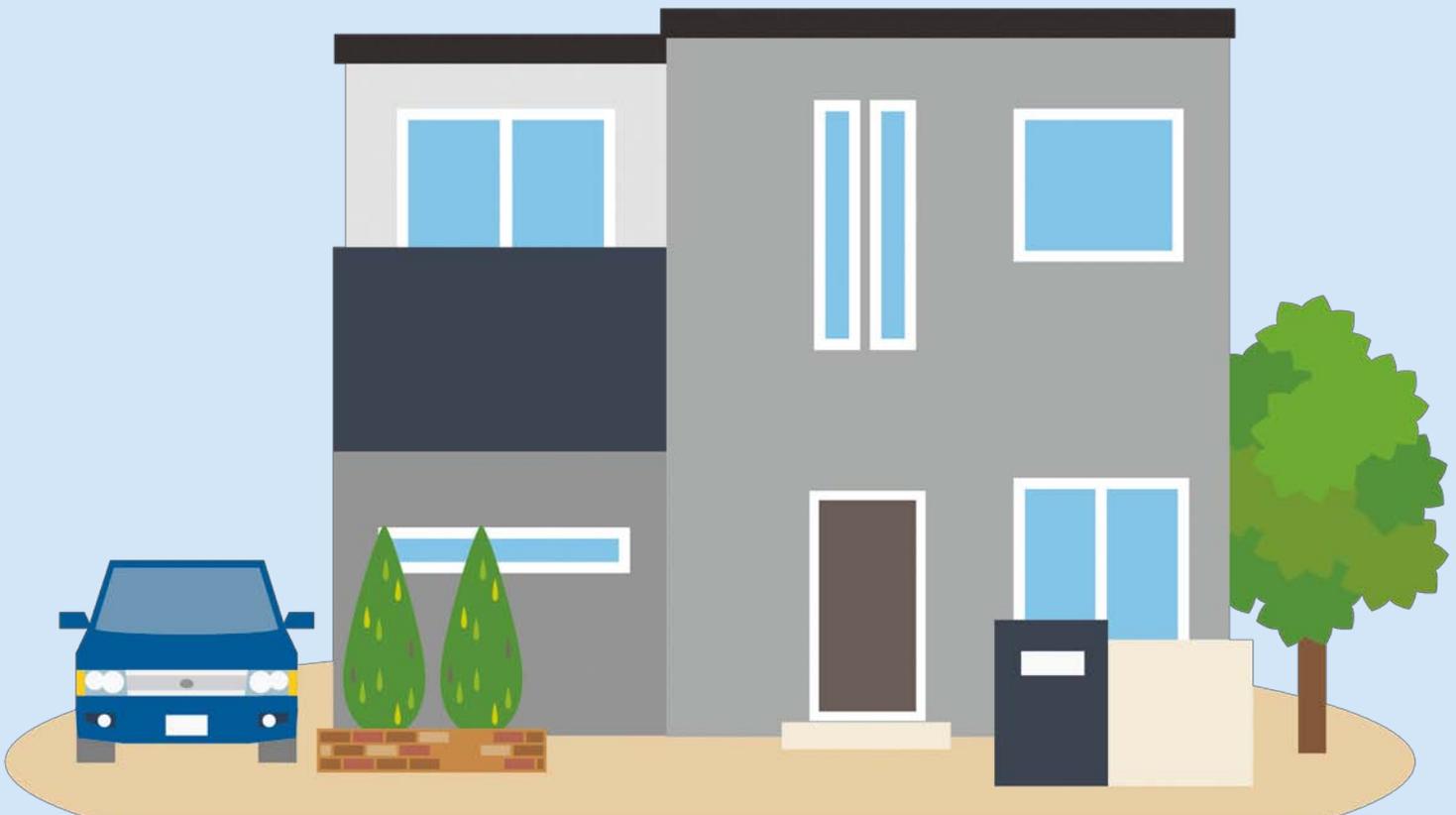


2017年1月1日以降保険始期用

りそなの 住宅ローン専用火災保険

金融機関集団扱特約セット

未来住まいる
家庭用火災総合保険



1.割引制度<金融機関集団扱特約>

お客さまが融資に際してご加入いただいた場合に適用できる割引制度を導入しています。一般のご契約よりも、割安な保険料でご加入いただけます。

2.ローン完済まで自動的にご契約を継続できて安心!

保険期間を10年でご契約される場合、ご契約はローン完済予定年月をもとに設定した「予定継続期間」を限度に自動継続いたします。そのため、面倒な更新手続きは不要です。

3.新価実損払方式でお支払い

損害保険金は保険金額(ご契約金額)を限度に、新価(再調達価額:保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額)を基準に実際の損害額をお支払いします。

補償内容

家財

地震保険

補償内容詳細

<取扱代理店>



RESONA

【補償内容】 富士火災の火災保険 **未来住まいる** は、安心・充実の補償でああなたの住まいをしっかりとお守りします。

(家庭用火災総合保険)

- この保険の対象は、住居のみに使用される「専用住宅」建物と、それに収容される家財です。
- 銀行等が住宅の取得・増改築を目的とした金銭消費貸借契約に基づき融資を実行する建物およびそれに収容する家財に限り、また、住宅金融支援機構(旧:住宅金融公庫)などから融資を受けている建物については、この保険の対象とならない場合があります。

STEP 1 まずは、「建物」の補償をご確認ください。おすすめの特約もご確認ください。

建物の補償

火災等リスクへの備え

自然災害リスクへの備え

日常災害リスクへの備え

① 火災

② 落雷

③ 破裂・爆発

④ 風災・雹(ひょう)災・雪災

⑤ 水災

台風、豪雨等による洪水・土砂崩れ等により、保険の対象に30%以上の損害または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水により損害が発生した場合

⑥ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等

⑦ 給排水設備に生じた事故等による水濡れ

⑧ 騒擾(じょう)・集団行動等による破壊行為等

⑨ 盗難

⑩ 不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)

免責金額(*1万円)

+ お支払いする損害保険金とは別に以下の費用をお支払いします。

⑪ 罹災時諸費用

①～③の事故で損害保険金が支払われる場合、損害保険金の30%(1回の事故につき1敷地内100万円限度)をお支払いします。

※火災、落雷、破裂・爆発限定罹災時諸費用特約セット

損害保険金ではお支払いの対象とならない以下のような費用に充当できます。

- ・事故の際の仮住まい費用
- ・失火でご近所にお詫びに回る際に支出する費用 など

⑫ 残存物取片づけ費用

①～⑩の事故で損害保険金が支払われる場合、焼け跡の整理・清掃費用、リサイクル費用などの実際に負担した費用(損害保険金の10%限度)をお支払いします。

⑬ 特別費用

①～⑩の事故で保険金額の80%を超える損害保険金をお支払いし、ご契約が終了した場合、損害保険金の10%(1回の事故につき1敷地内200万円限度)をお支払いします。

⑭ 損害防止費用

①～③の事故で損害の発生・拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合、実費(消火薬剤の再取得費用など)をお支払いします。

地震等による火災にはこんな費用も!

⑮ 地震火災費用

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により一定の損害が発生した場合、保険金額の5%(1敷地内300万円限度)をお支払いします。

(*) 免責金額: お支払いする保険金額の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者(保険の補償を受けられる方)の自己負担となります。

STEP 2 次に、大切な「家財」の補償もご検討ください。建物のみのご契約では家財の損害は補償されません。

家財の補償

火災等リスクへの備え

自然災害リスクへの備え

日常災害リスクへの備え

① 火災

② 落雷

③ 破裂・爆発

④ 風災・雹(ひょう)災・雪災

⑤ 水災

台風、豪雨等による洪水・土砂崩れ等により、保険の対象に30%以上の損害または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水により損害が発生した場合

⑥ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等

⑦ 給排水設備に生じた事故等による水濡れ

⑧ 騒擾(じょう)・集団行動等による破壊行為等

⑨ 盗難

明記物件のうち貴金属・宝石等は1個または1組ごとに100万円が限度となります。

⑩ 不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)

免責金額1万円

+ お支払いする損害保険金とは別に上記の費用保険金もお支払いします。

費用の補償

「家財」を保険の対象とした場合には、通貨、乗車券の盗難による損害は1敷地内ごとに20万円、預貯金証書金額のいずれか低い額を限度にお支払いします(申込書に記載の建物内における生活用の通貨、乗車券および盗難による損害は1敷地内につき200万円または家財の保険金額(ご契約ひ預貯金証書に限り、なお、⑪～⑮の費用はお支払いしません。))

保険金額または50万円のいずれか低い額限度

STEP 3 さらに、地震保険のご契約をご検討ください。

未来住まいるでは、地震・噴火・津波を原因とする火災、損壊、埋没、流失による損害は補償されません。

地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波(以下、「地震等」といいます。)を原因とする火災(延焼・拡大も含みます。)、損壊、埋没、流失による損害だけでなく、地震等により延焼・拡大したことによって建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。 →P4参照

建物の家財	損害の程度	お支払いする保険金
	全損	地震保険金額の 100% (時価が限度)
	大半損	地震保険金額の 60% (時価の60%が限度)
	小半損	地震保険金額の 30% (時価の30%が限度)
	一部損	地震保険金額の 5% (時価の5%が限度)

地震で火災が発生し建物が焼けた。

地震で建物が倒壊した。

地震による津波で建物が流された。

保険金をお支払いできない主な場合	
<p style="text-align: center;">＜共通＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 保険の対象(家財)とならない次のものに生じた損害 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車(自動三輪車、自動二輪車を含み原動機付自転車(総排気量が125cc以下のもの)を除きます。) ・通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類するもの(通貨、預貯金証書等の盗難で保険金をお支払いする場合は除きます。) ・申込書に明記されていない個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・美術品等および設計書・図案・帳簿等 ご契約者または被保険者の故意、重大な過失、法令違反によって生じた損害 ご契約者または被保険者の所有・運転する車両またはその積載物の衝突・接触によって生じた損害 火災などの事故の際の保険の対象の紛失・盗難によって生じた損害 保険の対象となる家財が申込書に記載の建物の屋外にある間に生じた損害 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 核燃料物質によって生じた損害 保険の対象の欠陥、自然の消耗、劣化、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の損害 ねずみ食い、虫食い等によって生じた損害 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損で、機能の喪失または低下を伴わない損害 	<p style="text-align: center;">＜不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)の場合＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 差押え・没収等公権力の行使によって生じた損害 保険の対象に対する加工、修理または調整作業における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的の事故によって生じた損害 置き忘れまたは紛失によって生じた損害 詐欺・横領によって生じた損害 土地の沈下・隆起等によって生じた損害 電球・ブラウン管等の管球類に単独に生じた損害 楽器の弦の切断、楽器の打皮の破損または楽器の音色・音質の変化 義歯、眼鏡、携帯電話、携帯電子機器(ノートパソコン・携帯ゲーム機など)、自転車、原動機付自転車(総排気量125cc以下)、ヨット・モーターボート、サーフボード、動物・植物などに生じた損害

補償内容

家財

地震保険

補償内容詳細

■ 大切な「家財」の補償もご検討ください。

保険の対象が「建物」のみの場合、「家財」は補償されません。

家財の損害を補償するためには、以下の家財簡易評価表を参考に、建物とは別に保険金額（ご契約金額）を設定してご契約いただく必要があります。



たとえば、こんなときに。



キッチンから出火して家財が全焼した。



水道管が破裂して家財が水浸しになった。

●家財の評価方法

下表は、家財の標準的な評価額です。下表を参考に、お客さまが実際に所有する家財に応じた評価額を算出してください。

家財簡易評価表(新価:再調達価額)

2016年8月現在(単位:万円)

世帯主 年齢	家族 構成	2名		3名		4名			5名			1名
		大人1名	大人2名	大人2名	大人3名	大人2名	大人3名	大人4名	大人2名	大人3名	大人4名	
27歳以下	小人1名	490	540	620	670	700	750	810	790	840	890	940
28歳から32歳	-	680	730	820	870	900	950	1,000	980	1,030	1,080	1,130
33歳から37歳	小人1名	990	1,040	1,120	1,170	1,200	1,250	1,310	1,290	1,340	1,390	1,440
38歳から42歳	-	1,210	1,260	1,350	1,400	1,430	1,480	1,530	1,510	1,560	1,610	1,660
43歳から47歳	小人2名	1,390	1,440	1,520	1,570	1,600	1,650	1,700	1,680	1,730	1,790	1,840
48歳以上	小人1名	1,470	1,520	1,600	1,650	1,680	1,730	1,790	1,760	1,820	1,870	1,920

■上表に記載のない家族構成の場合は、家族構成が大人2名の評価額に大人(18歳以上)1人につき130万円、小人(18歳未満)1人につき80万円を加算してください。家族構成が1名の場合を除き、建物の床面積が33㎡以下の住宅は上表の60%が標準的な評価額となります。

■上表の評価額には、保険の対象とならない家財(自動車、通貨、預貯金証書、有価証券、クレジットカード等)や、申込書に明記しないと対象とならない明記物件(1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・美術品等および設計書・帳簿等)は含まれていません。

●明記物件がある場合のご注意

家財のうち、以下のものは申込書に明記しないと保険の対象となりません。

①1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品(以下、「宝石・貴金属等」といいます。)

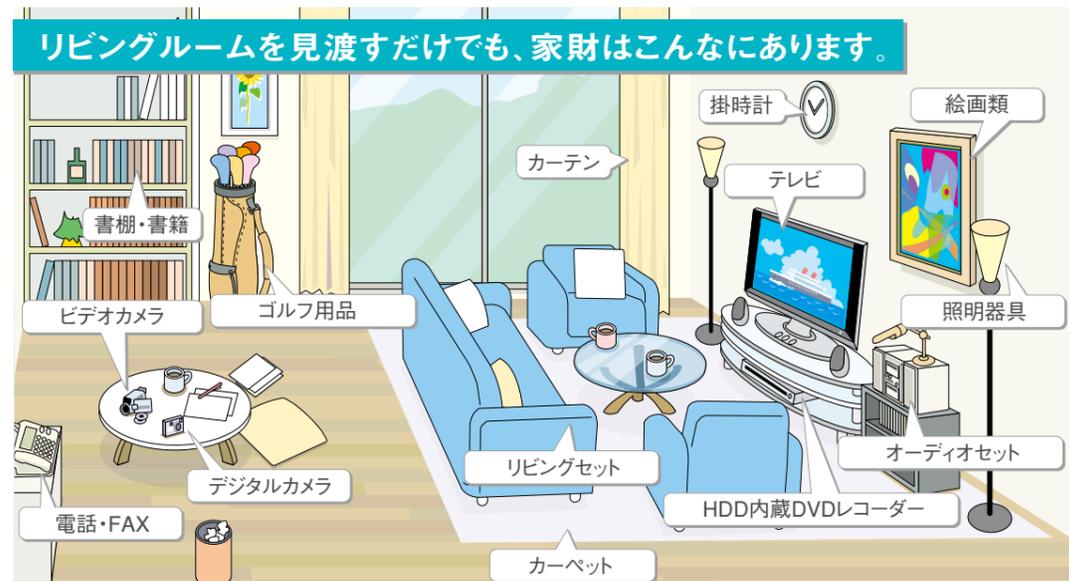
②稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの

上記①の宝石・貴金属等については、損害が生じた地および時における市場流通価格を基準に保険金をお支払いします。

上記①の宝石・貴金属等の保険金額は市場流通価格で算出してください。

※申込書に明記されていない上記①の宝石・貴金属等に対象となる事故が発生した場合には、「明記物件自動補償特約」により、保険の対象とみなして保険金をお支払いします(ただし、1個または1組ごとに30万円、1回の事故につき100万円(不測かつ突発的な事故は50万円)が限度となります。また、上記①の宝石・貴金属等とそれ以外の保険の対象にお支払いする保険金を合算した額が保険金額を超える場合には、保険金額から宝石・貴金属等以外の保険の対象にお支払いする保険金を差し引いた残額が限度となります。)

※地震保険では、明記物件は申込書に明記しても保険の対象となりません。



■ 地震保険もあわせてご契約ください。

未来住まいるでは、地震・噴火・津波を原因とする火災、損壊、埋没、流失による損害は補償されません。

- 地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波(以下、「地震等」といいます。)を原因とする火災(延焼・拡大も含みます。)、損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等により延焼・拡大したことによって建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。
- ご希望されない場合を除き、地震保険をあわせてご契約いただけます。
- 地震保険だけではご契約できません。「未来住まいる(家庭用火災総合保険)」にセットしてご契約ください。
- 地震保険料控除制度によって、地震保険料は所得控除の対象となります。控除限度額は、**所得税50,000円・個人住民税25,000円**(※)となります。

※2016年8月現在の税法上の取扱いの概要を記載したものです。今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。



1 保険の対象 ①居住用建物(住居のみに使用される「専用住宅」建物)

②家財 ただし以下のものは保険の対象に含まれません。

- ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車
- ・1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・美術品等
- ・稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの など

2 地震保険の保険金額(ご契約金額)

建物・家財ごとに「未来住まいる」の保険金額の30%~50%の範囲内で設定してください。

ただし、他にご契約の地震保険を含め、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となります。

3 お支払いする保険金 地震等によって保険の対象が損害を受け、次の損害の程度に至った場合、保険金をお支払いします。

	損害の程度		お支払いする保険金
	建物	家財	
全損	①主要構造部(基礎、柱、壁、屋根等)の損害の額が、その建物の時価の50%以上となった場合 ②焼失または流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合	損害の額が家財全体の時価の80%以上となった場合	地震保険金額の 100% (時価が限度)
大半損	①主要構造部(上記に同じ)の損害の額が、その建物の時価の40%以上50%未満となった場合 ②焼失または流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の50%以上70%未満となった場合	損害の額が家財全体の時価の60%以上80%未満となった場合	地震保険金額の 60% (時価の60%が限度)
小半損	①主要構造部(上記に同じ)の損害の額が、その建物の時価の20%以上40%未満となった場合 ②焼失または流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上50%未満となった場合	損害の額が家財全体の時価の30%以上60%未満となった場合	地震保険金額の 30% (時価の30%が限度)
一部損	①主要構造部(上記に同じ)の損害の額が、その建物の時価の3%以上20%未満となった場合 ②建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、全損・大半損・小半損に至らないとき	損害の額が家財全体の時価の10%以上30%未満となった場合	地震保険金額の 5% (時価の5%が限度)

※損害の程度が一部損に至らない場合や、門、塀、垣、エレベーター、給排水設備のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害の場合には、保険金をお支払いできません。
※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が1兆3,000億円(2016年4月現在)を超える場合、算出された支払保険金総額に対する1兆3,000億円の割合によって削減される場合があります。

4 割引制度

地震保険には住宅の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引の適用には、**適用条件を満たしていることが確認できる資料をご提出ください。**

割引の名称	割引の適用条件	確認資料例
建築年割引	保険の対象である建物および保険の対象である家財を収容する建物(以下「対象建物」といいます。))が、 1981年(昭和56年)6月1日以降に「新築」された建物 であること 割引率 10%	○1981年(昭和56年)6月1日以降に新築されたことの記載がある次の資料(写) ・公的機関が発行した証明書 ・宅地建物取引業法に基づく重要事項説明書 など
耐震等級割引	対象建物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下、「品確法」といいます。))に規定する「評価方法基準」または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級の評価指針」に定められた耐震等級を有している建物であること 割引率 耐震等級に応じて10%、30%、50%	○建設住宅性能評価書(写)または設計住宅性能評価書(写) ○耐震性能評価書(写)(耐震等級割引の場合に限りです。) ○独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書(写)*1または「現金取得者向け新築対象住宅証明書」(写) ○長期優良住宅の認定申請の際に使用する「技術的審査適合証」(写)*2 ○住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」(写)*1 ○①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写)*3および②「設計内容説明書」など「耐震等級」または「免震建築物であること」が確認できる書類(写)*2 ○品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類(写) など ※1. 以下に該当する場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。 ・書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合。ただし、登録住宅性能評価機関(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類(写)で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。 ※2. 以下に該当する場合には、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。 ・「技術的審査適合証」において、耐震等級が確認できない場合 ・「認定通知書」など上記①の書類のみご提出いただいた場合 ※3. 認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。
免震建築物割引	対象建物が、品確法に規定する「評価方法基準」において、免震建築物の基準に適合する建物であること 割引率 50%	○品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類(写) など ※1. 以下に該当する場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。 ・書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合。ただし、登録住宅性能評価機関(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類(写)で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。 ※2. 以下に該当する場合には、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。 ・「技術的審査適合証」において、耐震等級が確認できない場合 ・「認定通知書」など上記①の書類のみご提出いただいた場合 ※3. 認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。
耐震診断割引	対象建物が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、昭和56年6月施行の改正建築基準法における耐震基準を満たす建物であること 割引率 10%	○耐震化促進を目的とする減税の適用を受ける際に提出する次の証明書(写) ・耐震基準適合証明書 ・住宅耐震改修証明書 ・地方税法施行規則別添第7条第6項(※)の規定に基づく証明書(固定資産税減額証明書) (※)平成19年4月の法改正により、同付則は第7条第5項に変更 ○建築物の耐震診断結果報告書(写) など

(注1) 上記の割引は重複して適用を受けることはできません。

(注2) 所定の確認資料は上記のものをいいます。ただし、既にいずれかの割引の適用を受けている場合は、その住宅に関わる保険証券等(写)を確認資料とすることができます。

※地震保険は、保険期間1年または5年の自動継続や最長5年までの長期契約(主契約5年以下)とする方法があります。
※保険料はりそな銀行のご指定の口座からの引落としとなり、更新手続は不要です。

補償内容【詳細】

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
家庭用火災総合保険の補償内容	損害保険金 ①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雹(ひょう)災・雪災 ⑤水災 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等により次の損害が生じた場合 1. 保険の対象となる建物または家財に、その再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 2. 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象となる建物または家財に損害が生じた場合 * 床上浸水:保険の対象となる建物または家財を収容する建物の居住の用に供する部分の床(畳敷きまたは板張り等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水 ⑥建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等 ⑦給排水設備に生じた事故による水濡れまたは被保険者以外の者が専有する他の戸室で生じた事故による水濡れ ⑧騒擾(じょう)・集団行動等による破壊行為等 ⑨盗難、盗難による汚損・損傷	1. 保険の対象が建物の場合 建物の修復・再築に必要な金額(保険金額限度) 2. 保険の対象が家財の場合 家財の修復・再取得に必要な金額(保険金額限度) ※貴金属・宝石・美術品などの明記物件の損害は市場流通価格が基準となります。貴金属・宝石・美術品などの盗難による損害の場合、1回の事故につき1個または1組ごとに100万円が限度となります。 ※通貨または乗車券等の盗難による損害は1敷地内ごとに20万円限度、預貯金証書の損害は1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度となります(申込書に記載の建物内における生活用の通貨、乗車券および預貯金証書に限ります。)。ただし、①～⑤の費用はお支払い対象となりません。
	費用保険金 ⑩不測かつ突発的な事故(破損・汚損等) ①～⑨以外の破損・汚損等の不測かつ突発的な事故により保険の対象が損害を受けた場合	1. 保険の対象が建物の場合 建物の修復・再築に必要な金額(保険金額限度、免責金額1万円) 2. 保険の対象が家財の場合 家財の修復・再取得に必要な金額(保険金額または50万円のいずれか低い額限度、免責金額1万円) ※貴金属・宝石・美術品などの明記物件の損害は市場流通価格が基準となります。
	⑪罹災時諸費用 【火災、落雷、破裂・爆発限定罹災時諸費用特約セット】 ①～③の事故で損害保険金が支払われる場合	損害保険金の30% (1敷地内ごとに100万円限度)
	⑫残存物取片づけ費用 ①～⑩の事故で損害保険金が支払われる場合	実費(損害保険金の10%限度)
	⑬特別費用 ①～⑩の事故で保険金額の80%を超える保険金をお支払いし、ご契約が終了した場合	損害保険金の10%(1回の事故につき1敷地内ごとに200万円限度)
	⑭損害防止費用 ①～③の事故で損害の発生・拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合	実費(消火薬剤の再取得費用など)
	⑮地震火災費用 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、次の損害が発生した場合 1. 建物が半焼以上 2. 家財が全焼または家財を収容する建物が半焼以上	保険金額の5%(1回の事故につき1敷地内ごとに300万円限度)
特約	●個人賠償責任特約 申込書に記載の住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故またはご本人(ご契約者または保険の対象の所有者のいずれかで、申込書に記載の住宅に居住している者)とご家族が国内外を問わず日常生活に起因する事故で、他人の身体を傷つけたり、他人の財物に損害を与えたりした結果、法律上の損害賠償責任を負担する場合	1回の事故につき申込書に記載の支払限度額が限度 ※賠償金額の決定については、事前に弊社の承認が必要です。
	●類焼補償特約 申込書に記載の建物または家財から発生した火災、破裂・爆発によって、近隣の住宅建物または家財が類焼し、類焼先の火災保険で十分に復旧できない場合(法律上の損害賠償責任の有無は問いません。)	1回の事故につき申込書に記載の支払限度額が限度
	●共用部分修理費用特約 使用、管理する共用部分(分譲マンションのベランダ等)が①～⑩の事故により損害を受け、管理組合の規約により修復の義務が生じた場合	修復費用(1回の事故につき1敷地内10万円限度)
	●敷地内設置物特約 申込書に記載の建物が所在する敷地内に独立して設置されたライト、ポスト、バリカー・ポールが①～⑩の事故により損害を受け修復した場合 ※保険の対象が建物で、①～⑩の事故をすべて補償するご契約にセットできます。	修復費用(1回の事故につき1敷地内10万円限度)

*他の保険契約から保険金が支払われる場合など費用保険金のみをお支払いすることがあります。
 *保険の対象である家財を収容する建物内、申込書に明記されていない貴金属・宝石・美術品などの明記物件に損害保険金をお支払いする損害が発生した場合、これらのものを保険の対象とみなして、1個または1組ごとに30万円を限度に損害保険金(1回の事故につき保険金額または100万円(⑩の損害は50万円)のいずれか低い額限度)をお支払いします。

評価について

未来住まいる(家庭用火災総合保険)の評価額は「新価(再調達価額)」を基準に算出します。(ただし、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、美術品等の明記物件を除きます。)

「再調達価額」とは

保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。

ポイント 損害保険金は、保険金額を限度に、新価(再調達価額)を基準に実際の損害額をお支払いします。

*保険金額は、新価(再調達価額)を基準とした評価額と同額で設定することをおすすめします。なお、評価額を超えてご契約されても、お支払いする損害保険金は再調達価額が限度となります。再調達価額を超えた部分はお支払いできませんのでご注意ください。



保険金額調整等特約 保険期間が5年を超えるご契約に自動的にセットされる特約です。

将来の建築費や物価の変動などにより、建物の評価額(新価)を変更・調整する必要が生じた場合には、お客さまと弊社との間で再評価し、評価額(新価)を妥当な金額に調整することができる特約です。また、建物の増改築の有無などについて、書面で毎年確認をさせていただきますので、長期のご契約でも安心です。



長期自動継続方式について

保険期間が10年の場合、ご契約は申込書に記載の予定継続期間を限度に自動的に継続されます。*
 なお、予定継続期間は初回のご契約の開始日におけるローン完済予定年月をもとに決定されます。

*「継続契約の取扱いに関する特約」が自動セットされます。

- 自動継続後のご契約は、保険期間や払込方法等を除き、原則継続前のご契約と同等の契約内容で自動的に継続されます。なお、自動継続後のご契約内容については、ご契約の満期日までに事前にご案内します。
- ご契約の満期日の前月10日までに「ご契約者から継続しない旨のお申出」または「弊社からご契約者へ継続しない旨の通知」がないかぎり、ご契約は自動的に継続されます。
- 弊社が普通保険約款、特約、保険引受に関する制度や保険料率等を改定した場合、自動継続後のご契約には継続日時点の内容が適用されます。そのため、自動継続後のご契約の補償内容や保険料が、継続前のご契約と異なる場合があります。

〈自動継続イメージ〉



1. クーリングオフについて

ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除を申し出ることができるクーリングオフ制度があります。詳しくはお申込時にお渡しする「クーリングオフ説明書」をご確認ください(質権が設定されるご契約は本制度の対象外です。)

2. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合には、保険金・返戻金等の支払いに所定の制限が発生することがあります。また、損害保険契約者保護機構による補償対象となります。詳しくはお申込時にお渡しする「重要事項説明書」をご確認ください。

<用語のご説明>

- 保険金額:保険のご契約金額をいいます。
- 敷地内:特別の約定がない限り、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所とこの場所に連続した土地で、同一保険契約者または被保険者(保険の補償を受けられる方)によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
- 免責金額:お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

24時間の
安心
サポート

「住まいのホットライン」で大きな安心を。

お申込日よりご利用いただけます。

*ただし、お申込日から保険が開始する日までの期間が6か月を超える場合は、保険が開始する日の6か月前からご利用可能になります。

※フリーダイヤルの番号およびサービスの詳細につきましては、保険証券に同封の「ご契約のしおり」裏面をご覧ください。
なお、「Web約款」をご選択いただいた場合には、弊社ホームページの「Web約款」に掲載の「24時間の安心サポート「住まいのホットライン」のご案内」をご覧ください。

●水まわりのトラブル・カギ開け・ガラス
破損の応急対応、緊急出動サービス
次のようなときに、専門業者が応急対応します。
(出張料は無料です。)

- 1 お風呂の水が止まらない!!
- 2 外出先でカギを紛失し、家に入れない!!
- 3 誤って、窓ガラスを割ってしまった!!

●電話相談・情報提供サービス

- 1 夜間・休日の診療機関のご案内
- 2 育児、いじめ・不登校などに関するご相談
- 3 急病などのときに専門の相談員がアドバイス
- 4 ベビースitter派遣業者・介護事業者のご紹介

「住まいのホットライン」について

- ①「住まいのホットライン」は専用ダイヤル(無料)にお電話いただくことがサービス提供の条件となります。
 - ②サービスのご利用方法、注意事項については「ご契約のしおり」または弊社ホームページの「Web約款」に掲載の「24時間の安心サポート」住まいのホットラインのご案内をご覧ください。
 - ③サービスをご利用にならない地域(離島等)または時間帯があります。
 - ④緊急出動サービスの対象は、保険の対象の建物または家財を収容する住宅のうち、ご契約者が居住する部分に生じたトラブルに限ります。マンションの共用部分や上下水道の公的部分が原因の場合は作業の対象になりません。
 - ⑤次の事由によるトラブルはサービスの対象になりません。
 - ◆給排水パイプの凍結
 - ◆故意、戦争、地震・噴火またはこれらによる津波
 - ◆弊社が緊急性に欠けると判断した場合
 - ⑥交換部品代、本修理の費用および特殊作業費用などはお客様の負担となります。
 - ①カギの紛失の場合、カギの種類およびドアスコープの形状によっては、開錠作業費用の一部をお客様のご負担となる場合があります。
 - ②ガラスとともにサッシも破損している場合は、サービスの対象になりません。
 - ③ご利用のサービスが損害保険金のお支払いの対象となる場合には、損害保険金としてのお取扱いとなります。
 - ④このサービスは、保険約款・特約に基づいたものではありません。また、サービスは予告なく内容を変更または中止することがあります。
 - ⑦お客様の事前のご契約上確認できない場合など、防犯上の観点からサービスの提供をお断りすることがあります。
 - ⑧サービスは、弊社提携会社により提供しています。
- ※専用ダイヤル(無料)を通さず、お客様ご自身で業者を手配した場合は、サービスの対象になりませんので、ご注意ください。

ご契約に際してご確認いただきたい主な事項

- ①保険期間:2年~10年の整数年となります。ただし、住宅ローンの融資期間を1年以上超えることはできません。実際にご契約いただく保険期間(ご契約期間)については、申込書をご確認ください。なお保険期間が10年で「継続契約の取扱いに関する特約(長期自動継続)」がセットされた場合、保険契約は申込書に記載の予定継続期間に合わせて自動的に継続されます。
- ②保険金額(ご契約金額):実際にご契約いただく保険金額は申込書をご確認ください。また、建物のみのご契約では家財の損害は補償されません。家財を補償するためには建物とは別に家財の保険金額を設定してご契約ください。なお、保険金額は再調達価額を基準に、過不足なく設定することをおすすめします。
- ③保険料:保険料は保険金額、保険期間、建物の所在地・構造、用途等により決定されます。また、実際にお支払いいただく保険料については、申込書をご確認ください。なお、保険料払込みに関する特約をセットした場合を除いて、保険料は、ご契約と同時に支払いください。保険期間が始まった後であっても、保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。
- ④満期返戻金、契約者配当金:満期返戻金・契約者配当金はありません。
- ⑤解約返戻金:ご契約を解約される場合は、取扱代理店・営業社員にご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未經過期間に対して所定の保険料を返還または請求させていただくことがあります。
- ⑥告知義務等:ご契約者または被保険者(保険の補償を受けられる方)となる方は、ご契約締結の際、申込書に記載された危険(損害の発生の可能性をいいます。)に関する重要な事項のうち、弊社が告知を求める事項(告知事項)についてご回答いただく義務(告知義務)があります。ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、告知事項について事実をお申出いただかなかった場合や、事実と異なることをお申出された場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

ご契約後にご留意いただきたい主な事項

- ①通知義務等:ご契約者または被保険者は、ご契約後、告知事項のうち以下の項目(通知事項)に変更が生じた場合は、遅滞なくその旨を取扱代理店・営業社員またはお客様センターに通知していただく義務(通知義務)があります。
 - ・ 保険の対象の所在地
 - ・ 建物の柱の種類・耐火性能区分、面積
 - ・ 建物の用法(住宅・共同住宅等)
 - ・ 建物内で行われる職業の種類
 ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、遅滞なくご通知いただかなかった場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約者の住所が変更となる場合や、建物などを売却・譲渡等する場合も、取扱代理店・営業社員またはお客様センターにご通知ください。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。
- ②事故発生時の対応:ご契約いただいた保険契約で補償される事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・営業社員またはセイフティ24コンタクトセンターにご連絡ください。事故のご連絡が遅れますと、保険金のお支払いが遅れる場合や、保険金の全部または一部をお支払いできない場合があります。

◆この保険商品を購入しないことが他のお取引に影響を及ぼすことはありません。 ◆この保険商品は、預金等ではなく預金保険の支払の対象とはなりません。 ◆預金保険法第53条に規定する保険金の支払の対象とはなりません(元本の返済が保証されません)。

商品・契約内容に関するお問い合わせは…
富士火災

お客様センター
0120-228-386

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。
●平日:午前9:00~午後6:00(年末年始を)
●土日祝:午前9:00~午後5:00(除きます。)

事故の受付・ご相談は…
富士火災

セイフティ24コンタクトセンター
0120-220-557

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。
24時間・365日
受け付けております。

ご不満・ご要望のお申し出は…
富士火災

お客様の声室
0120-246-145

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。
●平日:午前9:00~午後7:00
(年末年始を除きます。)

弊社との間で問題を解決できない場合は…
一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター
0570-022-808

*PHS・IP電話からは03-4332-5241
●平日:午前9:15~午後5:00(12月30日~1月4日を除きます。)
※電話料金はお客様負担となります。

●ご契約後、1か月経過しても保険証券が到着しない場合は、弊社取扱営業店にご照会ください。●事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・営業社員またはセイフティ24コンタクトセンターまでご連絡ください。●ご契約後、お届けの住所、電話番号が変更となった場合は、すみやかに取扱代理店・営業社員またはお客様センターにご連絡ください。●このパンフレットの内容は概要の説明です。詳しくは取扱代理店・営業社員にご照会ください。●弊社の損害保険募集人(代理店・営業社員)は保険契約締結の代理権および告知受領権を有していますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っていきます。

ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書をご用意していますので、必ずお読みください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

〈取扱代理店〉
株式会社 **りそな銀行** 〒135-8581 東京都江東区木場1丁目5番65号 深川ギャザリア W2棟

ジェイアンドエス保険サービス株式会社 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-2-14
(東京) TEL.03-3668-8070

この保険商品は、株式会社りそな銀行と、ジェイアンドエス保険サービス株式会社が共同して取扱代理店となります。また、上記に加え他の代理店が共同代理店に追加される場合があります。

富士火災海上保険株式会社

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20
Tel. 03-5400-6000(大代表)
http://www.fujikasai.co.jp/